

寒川町農業委員会の委員候補者の推薦の求め及び募集並びに評価及び選定に関する規則をここに公布する。

平成 28 年 12 月 15 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第 33 号

### 寒川町農業委員会の委員候補者の推薦の求め及び募集並びに評価及び選定に関する規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、省令第 7 条第 1 項の規定により、農業委員の候補者の推薦の求め及び募集並びに評価及び選定に関し、法及び省令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省令 農業委員会等に関する法律施行規則(昭和 26 年農林省令第 23 号)をいう。
- (2) 法 農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)をいう。
- (3) 農業委員会 寒川町農業委員会をいう。
- (4) 農業委員 農業委員会の委員をいう。
- (5) 第 1 号被推薦者 次条第 1 項第 1 号の推薦を受ける者をいう。
- (6) 第 2 号被推薦者 次条第 1 項第 2 号の推薦を受ける者をいう。
- (7) 応募者 次条第 1 項第 3 号の募集に応募した者をいう。
- (8) 被推薦者等 第 1 号被推薦者、第 2 号被推薦者及び応募者をいう。
- (9) 定数 寒川町農業委員会の委員及び寒川町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例(平成 28 年寒川町条例第 27 号)第 2 条に定める農業委員の定数をいう。
- (10) 評価委員 寒川町農業委員会委員候補者評価委員会(第 10 条を除き、以下

「評価委員会」という。)の委員をいう。

(推薦の求め及び募集)

第3条 法第9条第1項に規定する推薦の求め及び募集は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 農業者からの推薦
- (2) 農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦
- (3) 一般募集

2 前項に規定する推薦の求め及び募集は、おおむね1月の期間を定めて行うものとする。

(被推薦者等の除斥)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、被推薦者等となることができない。

- (1) 法第8条第1項に規定する要件を満たしていない者
- (2) 法第8条第4項各号のいずれかに該当する者
- (3) 農業委員の任命予定日において、法、地方自治法(昭和22年法律第67号)その他法令により農業委員との兼職を禁止されている職にある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(推薦方法)

第5条 第3条第1項第1号の推薦をする者の代表者は、農業者3人以上が連署した寒川町農業委員会委員候補者推薦書(個人用)(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

2 第3条第1項第2号の推薦をする者は、寒川町農業委員会委員候補者推薦書(法人・団体用)(第2号様式第)を町長に提出しなければならない。

(応募方法)

第 6 条 応募者は、寒川町農業委員会委員応募届出書(第 3 号様式)に必要事項を記載し、町長に提出しなければならない。

(周知)

第 7 条 町長は、第 3 条第 1 項に規定する推薦の求め及び募集を行うときは、次に掲げる方法により周知するものとする。

(1) 寒川町公告式条例(昭和 25 年寒川町条例第 9 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示

(2) 町広報への掲載

(3) 町ホームページへの掲載

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める方法

(被推薦者等に関する情報の公表)

第 8 条 法第 9 条第 2 項の規定による被推薦者等に関する情報の公表は、前条第 1 号及び第 3 号に規定する方法により行うものとする。

(諮問)

第 9 条 町長は、被推薦者等の数が定数を超えた場合その他必要と認める場合は、別に定めるところにより、農業委員の候補者の評価について評価委員会に諮問しなければならない。

(設置)

第 10 条 町長の諮問に応じ、被推薦者等について評価を行うため、寒川町農業委員会委員候補者評価委員会を設置する。

(所掌事項)

第 11 条 評価委員会は、被推薦者等について、経歴、農業経営等に関する審査、面接その他の町長が必要と認める方法により評価を行い、その結果を町長に報告するものとする。

(組織)

第 12 条 評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 総務部長
- (3) 環境経済部長
- (4) 農業委員会事務局長
- (5) 農業委員会会長
- (6) 農業委員会会長職務代理者

2 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長に副町長を、副委員長に総務部長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

6 評価委員は、自己の評価に参加することができない。

7 評価委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第 13 条 評価委員会の会議(以下「会議」という。)は、町長の諮問に応じて、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、評価委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した評価委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 評価委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係機関に意見の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第 14 条 評価委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため、会議は、非公開とする。

(議事録)

第 15 条 評価委員会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した評価委員の承認を得て確定する。

(庶務)

第 16 条 評価委員会の庶務は、環境経済部農政課において処理する。

(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、評価委員会の運営その他評価委員会に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

(農業委員の候補者の選定)

第 18 条 町長は、第 9 条の規定による諮問をしなかった場合は、第 3 条の規定による推薦及び募集の結果を尊重し、農業委員の候補者を選定しなければならない。

2 町長は、第 9 条の規定による諮問をした場合は、その結果を尊重し、農業委員の候補者を選定しなければならない。

3 町長は、前 2 項の規定により農業委員の候補者を選定するときは、法第 8 条第 5 項から第 7 項までの農業委員の任命に関する基準に従わなければならない。

(農業委員に欠員が生じた場合の補充)

第 19 条 町長は、農業委員に欠員が生じた場合で、農業委員会の運営に著しく支障を来すおそれがあると認められるときは、遅滞なく、欠員を補充しなければならない。

(補則)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、農業委員の候補者の推薦の求め及び募集並びに評価及び選定に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(宛先)寒川町長

寒川町農業委員会委員候補者推薦書(個人用)

推薦者 1

氏 名	ふりがな	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	----- ⑩		
住 所	〒 -	電 話 番 号	( )
勤務先			

推薦者 2

氏 名	ふりがな	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	----- ⑩		
住 所	〒 -	電 話 番 号	( )
勤務先			

推薦者 3

氏 名	ふりがな	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	----- ⑩		
住 所	〒 -	電 話 番 号	( )
勤務先			

寒川町農業委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	ふりがな	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	----- ⑩	性 別	男 ・ 女
住 所	〒 -	電 話 番 号	( )
勤務先			
最 終 学 歴			
農 業 従 事 経 歴			
農 業 経 営 の 状 況	主 な 経 営 作 目 :		
	耕 作 面 積 :		
	農 業 従 事 年 数 :		
認 定 農 業 者 の 有 無	有 ・ 無		
推 薦 の 理 由			
農地利用最適化推進員 の推薦の有無	推薦している ・ 推薦していない		

(宛先)寒川町長

寒川町農業委員会委員候補者推薦書 (法人・団体用)

推薦法人・団体

名 称	ふ り が な		
	..... ⑩		
所 在 地	〒	—	電話番号 ( )
	..... ⑩		
代 表 者 氏 名	ふ り が な		
	..... ⑩		
団 体	設置目的	構成員数	
	加入要件		
法 人	業務内容		

寒川町農業委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	ふりがな	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	----- ⑩	性 別	男 ・ 女
住 所	〒 -	電 話 番 号	( )
勤務先			
最 終 学 歴			
農 業 従 事 経 歴			
農 業 経 営 の 状 況	主 な 経 営 作 目 :		
	耕 作 面 積 :		
	農 業 従 事 年 数 :		
認 定 農 業 者 の 有 無	有 ・ 無		
推 薦 の 理 由			
※推薦を受ける方の町の農業に対する識見、地域貢献、農業に係る意欲や情熱などご記入ください。			
農地利用最適化推進員の推薦の有無	推薦している ・ 推薦していない		

(宛先)寒川町長

寒川町農業委員会委員応募届出書

寒川町農業委員候補者の募集に応募します。

氏 名	ふ り が な	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	----- ⑩	性 別	男 ・ 女
住 所	〒 -	電 話 番 号	( )
勤務先			
最 終 学 歴			
農 業 従 事 経 歴			
農 業 経 営 の 状 況	主 な 経 営 作 目 :		
	耕 作 面 積 :		
	農 業 従 事 年 数 :		
認 定 農 業 者 の 有 無	有 ・ 無		
応 募 の 理 由			
農地利用最適化推進員 の応募の有無	応募している ・ 応募していない		

